

### 幻の産業政策 : 橋本・日本経済論と私の研究

MATSUSHIMA, Shigeru / 松島, 茂

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei journal of business / 経営志林

(巻 / Volume)

39

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

31

(終了ページ / End Page)

33

(発行年 / Year)

2002-07-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003567>

# 『幻の産業政策』

— 橋本・日本経済論と私の研究 —

松 島 茂

## 1. はじめに

この小論を書き出すに当たって、非礼を省みず「橋本さん」と呼ばせていただくことをご寛恕いただきたい。私にとって橋本さんは、研究者、教育者としての大先輩であることはもちろんのこととして、産業政策・中小企業政策を論ずる同志であり、月に1回の政策投資銀行鶴川グラウンドでの練習と夏の山中湖合宿には欠かさず参加する熱心なテニス仲間であり、溜池の「舟水」という小さな割烹で酒を飲んでは世事万般を語り合うかけがえのない友人でもあった。

私が昨年の4月に本学に就任してから今年の1月までの短い期間、隣り合わせの研究室の隣人でもあった。橋本さんは、ほとんど毎日といっていいほどよく研究室にきておられた。学外で仕事があるときでも、それが終わると研究室にこられていつも閉館の時間を告げる館内放送の流れる時刻まで机に向かっておられた。橋本さんは研究室にいるときは、いつも部屋の扉を開けておられたのでそれがわかる。いつもの放送が流れると、壁の向こうから「そろそろ帰ろうか」と声がかかった。2人連れだって市ヶ谷駅まで歩きながら、読んでいる本の内容についてのコメントや研究や授業の進め方についてさりげなくアドバイスをしてくれた。この10分たらずの「散歩」が、私にはとても貴重な時間であった。

後で述べるように、橋本さんと機振法研究会で知り合ってから16年間の月日が流れている。この間、さまざまな研究会や審議会でご一緒させていただき、橋本・日本経済論から計り知れないほどの刺激を受けた。橋本さんは、歴史・現状をどのように理解すべきかという認識論をやりながらも、歴史・現状をそのように理解するのであれば将来に向かってなにをなすべきかという実践論・

政策論が常にそれと表裏一体になっていたように思う。それが、政策立案の実践に携わっていた私にとっては大きな魅力であった。橋本・日本経済論を理解する上でも橋本さんが産業政策についてのどのように語っていたかを確認しておくことは重要であろう。

## 2. 橋本・日本経済論における産業政策

橋本さんの日本経済研究の基本的なスタンスは、生前に刊行された最後の著書である『戦後日本経済の成長構造——企業システムと産業政策の分析』（有斐閣、以下『成長構造』として引用する。）の序章に書かれた次の文章に表現されているのではないかと思う。

「復興期・高度成長期における日本経済に視座を定めると、2つの課題が浮かび上がるであろう。第1は、きわめて厳しい戦後の初期条件に対して日本企業はどのようにして創造的・革新的に対応し、環境適合的な企業システムを創出してきたのか、という課題であり、第2は、政府はその厳しい制約に対してそれをいかに緩和したり、企業の創造的な適応への努力を支援したかという課題である。」

第1の課題の設定は企業の戦略行動についての研究につながった視点であり、第2の課題の設定は産業政策の研究につながった視点である。もちろん、このような課題の設定をしたからといって橋本さんが戦後の産業政策に対して甘い評価を与えていたというわけではない。『戦後の日本経済』（岩波新書）の中では、戦後の産業政策を3つのタイプに分類したうえで、それぞれに異なる評価をしている。

第1のタイプは、比較劣位化した産業（例えば、繊維産業）を対象として「産業衰退にともなう失業問題をできるだけ回避して、雇用調整をできるだけ円滑に行うという政策」である。これに対する橋本さんの評価は、「繊維工業の生産規模・雇用の減少は穏やかに進み、一気に大量の失業が生じることはなかったから、こうした政策は目的を達したとあってよい。しかし、見方を変えれば、それは比較劣位化が明確な産業を過大規模で存続させたものとして、経済成長には貢献しなかったとみるべき」というものであった。

第2のタイプは、「将来発展することが期待される産業を、付加価値生産性やその伸び率、製品需要の所得弾性値などから選択し、それを育成する手段として寡占化を進める政策」、すなわち産業組織政策である代表的な例は、1960年代の前半に立案化が試みられたが結局実現しなかった特定産業振興臨時措置法案であるが、このタイプの政策に対する評価は「失敗の連続」と手厳しい。

第3のタイプは「将来成長することが望ましい産業分野に投資を誘導したり、国際市場価格よりわずかに割高な価格のために輸出ができない産業（限界産業）の輸出を図る」政策、すなわち産業構造政策である。このタイプの代表例が1956年に制定された機械工業振興臨時措置法（以下「機械法」という。）や1957年に制定された電子工業振興臨時措置法である。これらの政策に対しては、「IBMやGMなどアメリカの巨人との、来るべき競争に怯えていた日本企業が、これらの融資によって、重要な産業を確立するためのセットアップ・コストを低減させたことの効果は大きいとみるべき」という高い評価を与えている。しかし、また同時に「この融資だけで自動車産業や電子産業が急成長したわけではない。こうした政策を受けとめた企業活動が最も重要な高度経済成長要因であった」としている。つまり、このタイプの産業政策は、企業の戦略的行動とうまくかみ合ったから効果があったのであり、その限りにおいて評価されているのである。

以上要するに、産業政策を十把ひとからげにしてその効果を過大評価したり過小評価したりするのではなく、個々の産業政策が採られた状況と内容を個別に検討しながら、適切な評価を与えるべ

きというのが橋本さんのスタンスであった。産業政策に対する橋本さんが主たる研究対象とされた戦後の日本経済は、敗戦の厳しい初期条件から立ち上げていかざるをえない時代であった。その時代を同時代人として生きた橋本さんだからこそ、産業政策を重要な分析対象として取り上げ適切な評価を行うとともに『戦略と政策』のうまいかみ合わせがどのようにして実現したかについての分析に最後まで力を注がれたのだと理解したい。

### 3. 機振法研究会

先にも述べたように私が橋本さんとはじめて知り合ったのは1986年の春に機振法研究会のメンバーとしてであった。当時、私は通商産業省（現在の経済産業省）の大臣官房企画室長補佐であった。そのころから省の内外ですでに「市場主義」の嵐が吹き始めていて、戦後日本経済の高度成長に産業政策がどのような役割を果たしたのかという問題意識とともにこれに関する資料も嵐に吹き飛ばされそうになっていた。私は戦後の産業政策のプロトタイプとして機振法が重要な意味を持ったのではないかと考えていたので、このような風潮に「抵抗」する意味もあり、この法律が誰によって立案され、どのように実施され、どのような効果をもったのかについてきちんと議論して、その記録を残しておきたいと思った。そこで、尾高煌之助一橋大学教授（現在、法政大学経済学部教授）に座長をお願いして、企画室の研究プロジェクトとして機振法研究会を1986年に立ち上げることにした。

尾高教授がこの研究会のメンバーとして橋本さんにぜひ入っていただこうと提案されて、橋本さんにもこの研究会のメンバーに加わってもらうことになった。橋本さんは、この研究会が始める前から通商産業省の「通商産業政策史プロジェクト」の中で機振法を担当することになっていて、すでに研究を進めておられた。その他のメンバーは、榎原清則一橋大学商学部助教授、米倉誠一郎一橋大学商学部専任講師、御厨貴都立大学法学部助教授という顔ぶれであった。これらの肩書きは、当時のものである。橋本さんは、研究会のメンバーになっていただくようお願いした時は電気通信

大学助教授であったが、研究会の活動がスタートした時には法政大学経営学部助教授になっておられた。

この研究会は、それから約3年間、ほぼ毎月1回のペースで続いた。機振法の立案に携わった官僚、日本開発銀行の担当者などにお話をうかがったり、機振法の適用を受けて設備投資を行った企業の工場見学に行ったり、またメンバーによる調査研究の発表を行ったりした。これらはすべて速記をとってあり、一部は一橋大学経済研究所のディスカッション・ペーパーとして刊行されている。お話をうかがった方のうちの何人かは、すでに鬼籍に入られている。

ところで、私自身は87年11月の研究会で「機振法に至る産業政策立法の歴史」について発表した。その中で、①振興するべき業種を特定して、②その業種の生産技術・製品技術の実態を調査し、それに基づき「合理化」するべき目標を示し、④目標に至るために工業規格・工業標準の制定、カルテルの締結、合理化の設備投資を促進するための金融・税制上の措置を講ずるという手法は、1920年代の政策にも見受けられるという1920年代後半と1050年代後半の政策手法の類似性について指摘した。これに対して、橋本さんが、政策手法の類似性をもたらすそれぞれの時代のマクロ経済環境にも留意するべきであるというコメントをしてくれたのを覚えている。それまで、制度の変遷だけを産業政策史と考えていた私にとって橋本さんのコメントは、目を開かせてくれるものであった。このときの発表と議論がきっかけとなって、後に一橋大学のビジネス・レビューに「産業政策と産業合理化運動」という論文を書くことになった。

#### 4. 『幻の産業政策』

3年間に及ぶ研究会が終了した後でこの研究会の成果を1冊の研究書にまとめようということになった。橋本さんは、いつものように早々と原稿を仕上げられた。『グノーシス』第2号（法政大学産業情報センター、1993年）に掲載された、「機械工業振興臨時措置法に関する民間企業の評価——「会社史」を用いた分析——」がそれである。しかし、多くのメンバーが研究会の終了後

に相次いで海外に出ることになったなどの事情で未だに出版できていない。橋本さんは、『成長構造』の中で、この未完の研究書を『幻の産業政策』という仮題で言及しておられる。同書のあとがきには、「将来『幻の産業政策』刊行の際には「機械工業臨時措置法に関する民間企業の評価」を大幅に拡充する予定である。」と書かれている。橋本さんが亡くなり、それはもうかなわなくなってしまった。

橋本さんが「大幅に拡充する予定」とされていたことは、なんであったろうか。私は、企業が機振法の政策をどのように受けとめたかについて具体的に明らかにする作業であったのではないかと考える。橋本さんは、『グノーシス』に掲載された論文及びそれを縮約して『成長構造』に所収した論文では、「会社史」を用いてこの分析作業をされている。しかし、機振法の適用を受けた企業が社史を出しているとは限らない。また、社史を出しているにしても自分の企業の発展を政策の効果と結びつけて記載するとは限らない。また、さらに機振法の適用を受けなかった企業が、その後のような展開を見せたかについても比較の観点から検討を加えることが必要であろう。そのような企業になると、ますます社史を出していない可能性が強くなる。「会社史」を用いるだけの方法では不十分なのである。これを補うためには、我々は1950年代の後半に機振法の対象業種の事業を営んでいた企業を自分の足で回り、ヒヤリングを地道に重ねるという別の方法——中小企業のオーラル・ヒストリー——をやってみることも有効であると思う。すでに、1960年代に機振法の適用を受けた企業が集積していると思われる豊橋地域をとりあえずのリサーチをかけるフィールドとして、いくつかの企業のヒヤリングを開始した。『グノーシス』（第11巻）に掲載した「旧豊川工廠の機械払い下げと機械工業振興臨時措置法——永田鉄工(株)の発展に及ぼした効果——」はその成果の一部である。さらに豊橋及びその周辺地域の企業にも同様のヒヤリングを行って、橋本さんのされようと思っていた「大幅な拡充」を行い、すでに振り出されている『幻の産業政策』の刊行という手形をできるだけ早く落とさなければならぬと考えている。

(以上)